

○国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則

平成16年4月1日
法人規則第17号

改正 平成16年法人規則第32号
平成17年法人規則第30号
平成17年法人規則第58号
平成18年法人規則第28号
平成18年法人規則第35号
平成19年法人規則第29号
平成21年法人規則第53号
平成22年法人規則第58号
平成23年法人規則第30号
平成24年法人規則第24号
平成24年法人規則第43号
平成25年法人規則第2号
平成27年法人規則第14号
平成28年法人規則第7号
平成29年法人規則第32号
令和6年法人規則第49号

国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 報酬（第2条－第12条）
- 第3章 退職金（第13条－第23条）
- 第4章 雑則（第24条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第13条第3項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の役員に対する報酬及び退職金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 報酬

（役員の報酬）

第2条 役員に対する報酬は、常勤の役員にあっては、俸給、教育研究等連携手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員にあっては、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 役員に対する報酬(期末特別手当を除く。)は、毎月17日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が、日曜日に当たるときは、15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、支給日が土曜日に当たるときは、16日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(報酬の支払方法)

第4条 役員に対する報酬は、通貨で直接役員に全額を支払うものとする。ただし、法令等に定めるものは、これを報酬から控除して支払うものとする。

2 前項の報酬は、原則として、役員の指定する役員名義の預貯金口座等へ振込むことによって支払う。

(月の中途で就任又は退職した場合の報酬)

第5条 月の初日以外の日において新たに役員に就任した場合の当該月分として支給する報酬は、常勤の役員にあっては俸給及び調整手当、非常勤の役員にあっては非常勤役員手当を基礎として、国立大学法人筑波大学の職員(以下「職員」という。)に対する日割計算の例により算定した額とする。

2 役員が月の末日以外の日において退職又は解任された場合の当該月分として支給する報酬は、前項の規定の例により算定した額とする。ただし、死亡により退職した場合は、当該月分の報酬の全額を支給する。

(端数の処理)

第6条 この法人規則により計算した金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(俸給)

第7条 常勤の役員の俸給の月額は、次のとおりとする。

(1) 学長 1, 175, 000円

(2) 理事 761, 000円から895, 000円までの範囲内で経営協議会の議を経て学長が決定する額

(3) 監事 634, 000円

(教育研究等連携手当)

第8条 教育研究等連携手当は、職員の教育研究等連携手当の例により常勤の役員に支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、職員の通勤手当の例により常勤の役員に支給する。

(単身赴任手当)

第10条 単身赴任手当は、職員の単身赴任手当の例により常勤の役員に支給する。

(期末特別手当)

第11条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、職員の期末特別手当の例により支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 前項の規定による期末特別手当の額は、役員会において別に定める基準により、当該額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第12条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる非常勤の役員に対して、それぞれ当該各号の月額を支給する。ただし、当該各号の額により難しい事情があるときは、当該各号の月額を上限として経営協議会の議を経て学長が定める額を支給することができる。

(1) 理事 274,000円

(2) 監事 236,000円

2 前項の規定にかかわらず、非常勤の役員が非常勤役員手当の支給を辞退する場合、本務として勤務する機関が無報酬を条件として兼業を認める場合等特別な事由がある場合には、非常勤役員手当の全部又は一部を支給しないことがある。

第3章 退職金

(適用範囲)

第13条 役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合には、退職金を支給する。ただし、解任の場合において、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項第2号、同条第3項又は同条第2項各号列記以外の部分に規定する「その他役員たるに適しないと認めるとき」のいずれかに該当するときは、学長が役員会の意見を聴いて、退職金の一部又は全額を支給しないことができるものとする。

(退職金の額)

第14条 退職金の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額に役員会が零から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第16条第1項及び第17条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額に役員会が零から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第15条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した退職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超

える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職金に係る特例)

第16条 役員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第14条ただし書の適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、経営協議会の議を経て学長が別に定める。

3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規則による退職金は、支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職金の額については、第14条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における俸給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、経営協議会の議を経て学長が別に定める。

(再任等の場合の取扱い)

第17条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(職員等との在職期間の通算)

第18条 役員が、引き続いて職員（国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則（平成16年法人規則第8号。以下「職員退職金規則」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）又は他の国立大学法人等（職員退職金規則第11条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の職員若しくは役員（当該職員又は役員として退職金が支給される場合に限る。）となったときは、この法人規則による退職金は、支給しない。

2 役員が引き続いて職員又は他の国立大学法人等の職員若しくは役員（当該職員又は役員として退職金が支給される場合に限る。）から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員又は他の国立大学法人等の職員若しくは役員としての在職期間を含むものとする。

(職員の在職期間を有する役員の退職金の額の特例)

第19条 前条第2項の役員が退職した場合の退職金の額は、第14条の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に役員としての引き続いた在職期間を職員退職金規則第10条に規定する在職期間とみなし、職員退職金規則の規定を準用して得られた額とする。

2 前項の役員に対する退職金の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

第19条の2 第18条第2項の役員のうち、大学教員(平成14年10月1日付けで図書館情報大学から筑波大学に移行した大学教員を除く。)として63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌々日以後に引き続き役員となったものが退職した場合における退職金の額については、第14条及び前条の規定にかかわらず、役員となった日の前日において職員退職金規則第9条の6の規定を準用して算出した額に、退職の日において役員としての在職期間について第14条の規定により算出した額を加えて得た額とする。

(退職金の支給)

第20条 退職金は、他の法令によりその退職金から控除すべき額を控除し、原則として、その残額を本人又は本人が死亡したときはその遺族の指定する預貯金口座に振込むことによって支払う。

(退職金の返納等の取り扱い)

第21条 退職金の返納等の取扱いは、職員退職金規則第17条、第18条、第18条の2、第20条、第20条の2及び第20条の3の規定を準用する。

(遺族の範囲及び順位)

第22条 第20条に規定する遺族の範囲及び順位は、職員退職金規則第15条の規定を準用する。

(端数の処理)

第23条 この法人規則の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

第4章 雑則

(雑則)

第24条 この法人規則に定めるもののほか、この法人規則の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平16.5.27法人規則32号)

この法人規則は、平成16年5月27日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平17.3.24法人規則30号）
この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17.11.24法人規則58号）
この法人規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平18.3.23法人規則28号）
この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平18.4.27法人規則35号）
この法人規則は、平成18年4月27日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平19.3.22法人規則29号）
この法人規則は、平成19年3月22日から施行する。

附 則（平21.11.26法人規則53号）
この法人規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平22.12.22法人規則58号）
この法人規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平23.3.24法人規則30号）
この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人規則24号）
この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.5.31法人規則43号）
（施行日）

- 1 この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。
（俸給月額の特例）
- 2 平成26年3月31日までの間、第7条の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間においては、前項に定める割合に0.5を、平成24年7月1日から平成24年7月31日までの間においては、前項に定める割合に0.7を乗ずるものとする。

- 附 則（平25.1.24法人規則2号）
- 1 この法人規則は、平成25年2月1日から施行する。
 - 2 第14条中、「100分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日まで

の間においては「100分の92」とする。

附 則（平27.3.26法人規則14号）
この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28.2.18法人規則7号）
この法人規則は、平成28年3月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平29.12.21法人規則32号）
この法人規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令6.3.28法人規則49号）
この法人規則は、令和6年4月1日から施行する。